

**業界は43年間に売上1/3**

旭酒造

**社長就任直前10年、1/3の売上に下落**

**その後、33年間で数量36倍・金額110倍**

山奥の過疎地だから

県内で米が入らず

杜氏がFA宣言

過去10年間売れなかった商品を  
売れなかった取引先を通して  
売れなかったお客に  
一生懸命売る努力をしていた

宅急便の出現・コピー・ワープロの低価格化

大量販売の論理からお客様の幸せ志向商品に

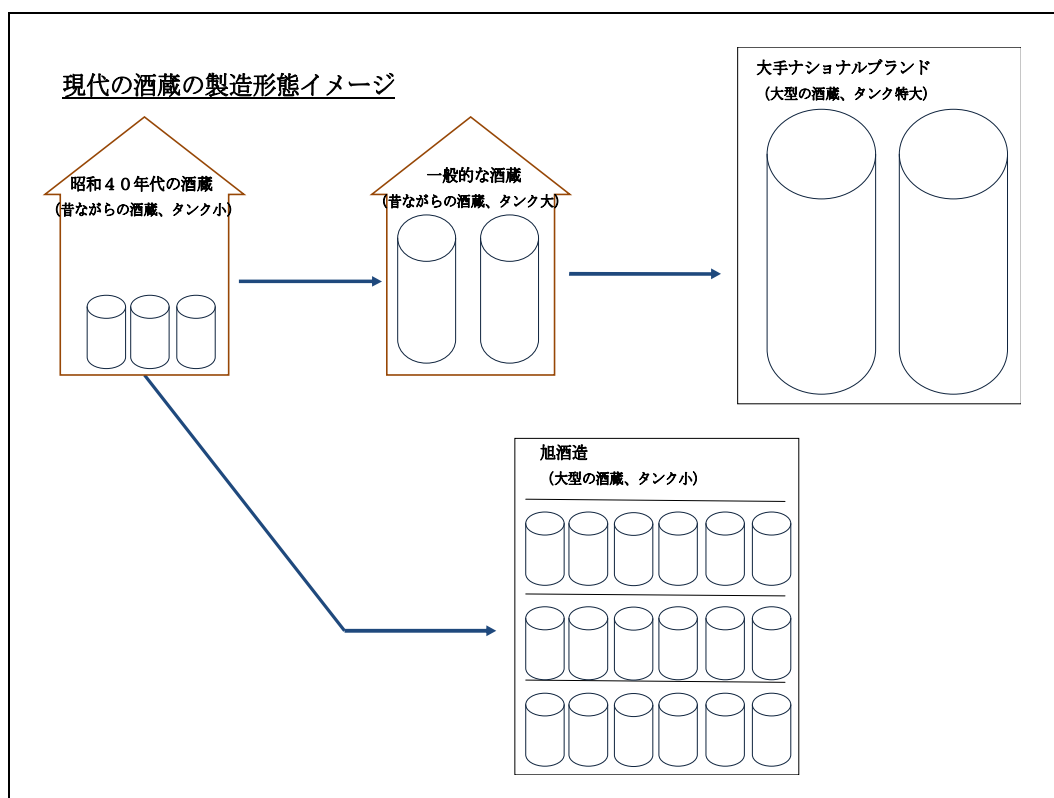
## 四季醸造体制の確立

一番良い状態のお酒をお客様に・販売の増減にも柔軟に対応



ただ頑張るから良い酒の出来る酒造り

美味しくなければ酒は価値なし



既存の市場にこだわらない

売れる酒屋にだけ販売

製販同盟

マーケットの中心を攻める

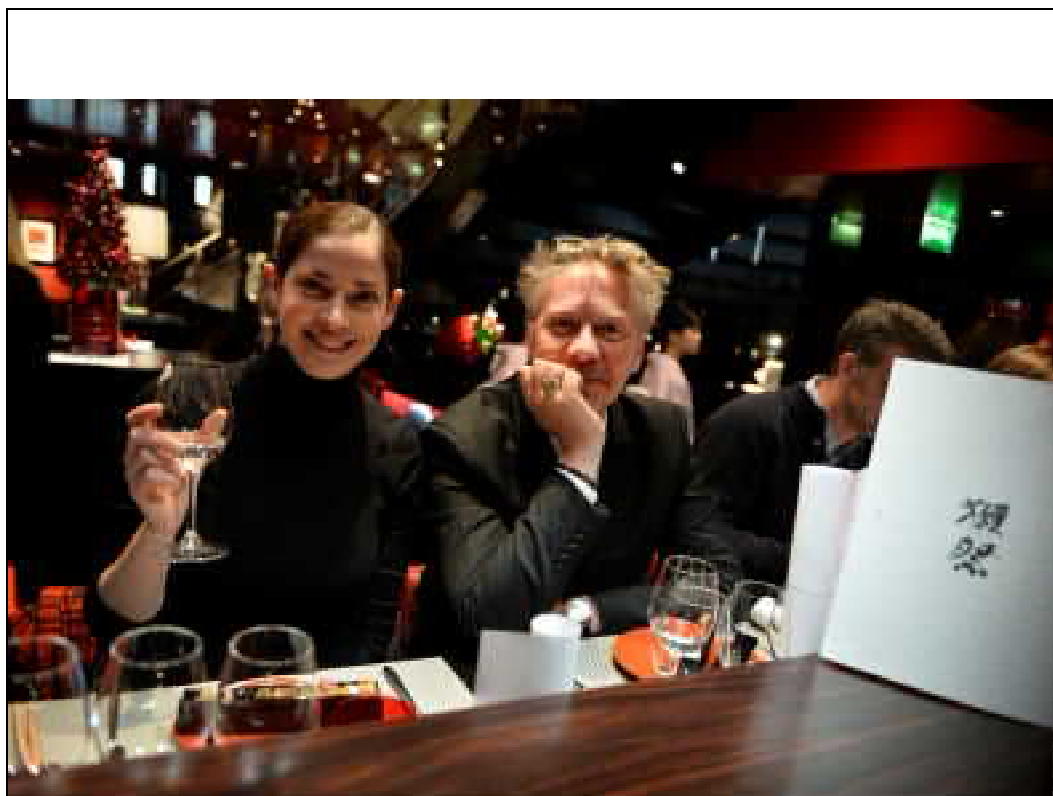
東京 そして 世界へ



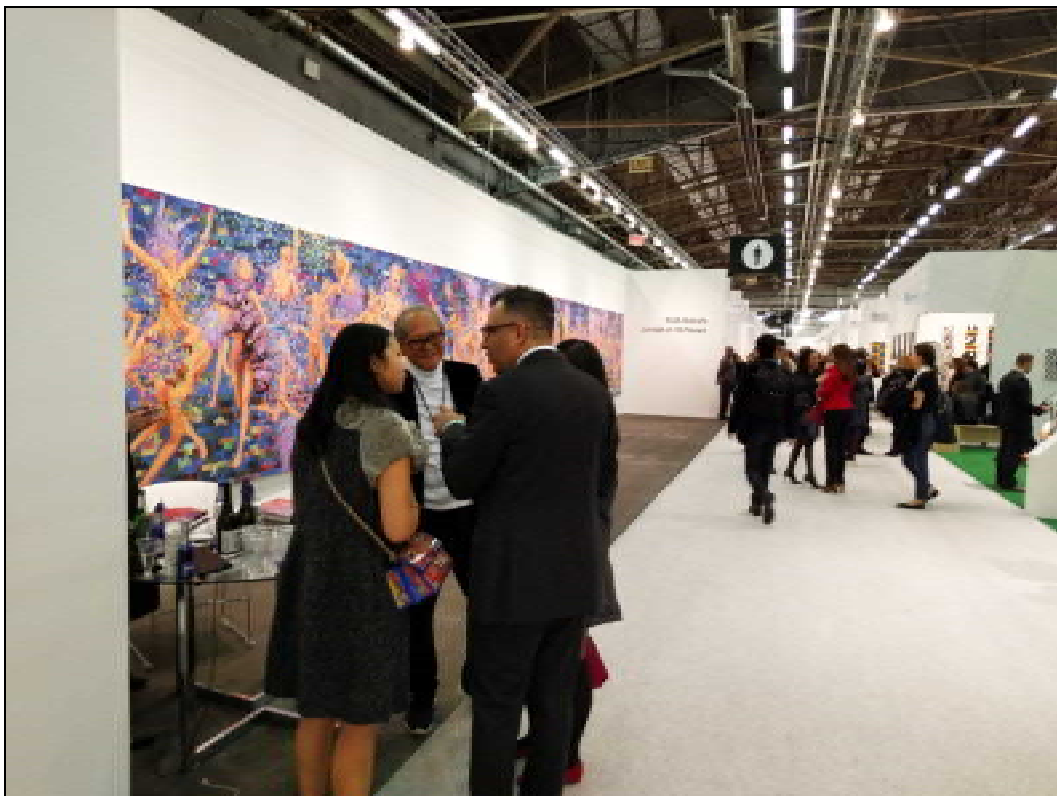
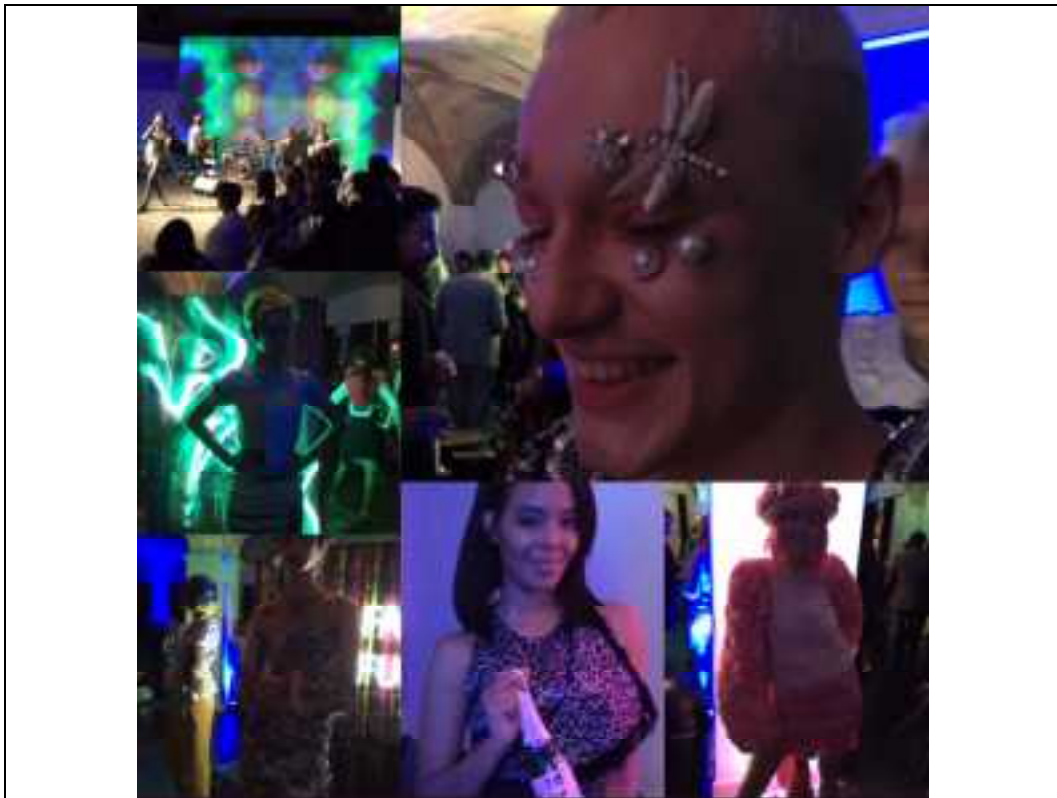
## 世界の中で 日本の文化的ポジションを造る

日本酒を、どう理解させるか  
(ワインの切り口でなく日本酒の土俵で)

### 獺祭の心を伝える









蔵元は、社会とともに。  
日本のそして世界中の、  
子ども達の未来のために。  
**ユネスコ支援  
プログラム実施中**

彌祭二割三分全シリーズについて、売上金の一部（1.8l/100円・720ml/50円・300ml/20円・180ml/15円）をユネスコ東北就学支援奨学金・世界寺小屋運動ネパール支援に寄付させていただきます。

旭酒造株式会社

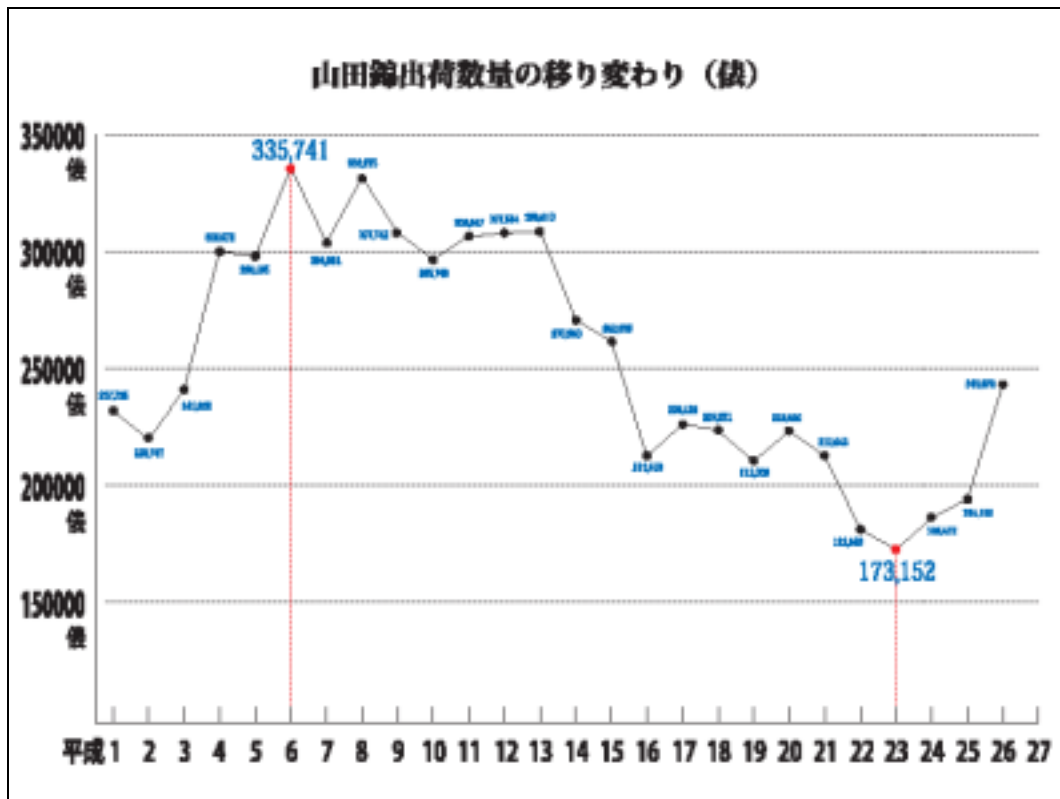
日本酒は日本の歴史と文化により  
洗練された素晴らしい酒

であるが故に

「**伝統の手法**」に固執することは弱点  
本当は日本酒に**伝統の手法**などない



## 村米契約







**山田錦62万俵越え**

**企業は社会とともに**



# 米国・NY・郊外・ハイドパーク





**目次**

---

1. 高度専門職業人養成機能強化促進委託事業	・・・・・・・・P1～P2
2. 中央教育審議会大学分科会大学院部会（第82回）H29.10.31 資料1（～附録） 学校教育法及び専門職大学院設置基準の一部改正について	・・・・・・・・P3～P9
3. 中央教育審議会大学分科会（第139回）H29.12.15 資料3 専門職大学院設置基準等の改正について	・・・・P10～P23
4. 経営系大学院機能強化検討協力者会議 資料	・・・・P24～P32



### 高度専門職業人養成機能強化促進委託事業

平成25年度予算：0.6億円（第1期）

**【課題】**

「日本経済総合2014—第4次産業革命に向けて—（平成20年0月7日閣議決定）」中「高度専門職大学院ワーキンググループの報告書等において、**数千人の養成を必要とする分野が、持続可能な成長を期待するためには、国策として人の養成を必要とする分野であることが必要であり、高度専門職業人養成促進事業の推進を必要とする分野の特定と推進が急務である。**

日本経済総合2014「第4次産業革命に向けた」（平成20年0月7日閣議決定）「産業」

●高度専門職業人の養成  
 高度専門職業人の養成は、高度専門職大学院の設置や高度専門職業人養成促進事業の推進、高度専門職業人の養成を必要とする分野の特定と推進が急務である。高度専門職業人の養成は、高度専門職大学院の設置や高度専門職業人養成促進事業の推進、高度専門職業人の養成を必要とする分野の特定と推進が急務である。

平成25年度予算を機に養成促進事業の推進が急務であることが、**ビジネス・MOT分野**に特に、以下の調査結果を行う。

**ビジネス・MOT分野のコアカリキュラム等の実証・改善**

平成25年度予算を機に養成促進事業の推進が急務であることが、**ビジネス・MOT分野**に特に、以下の調査結果を行う。

**成長分野や産業界のニーズが高い分野のモデルとなる教育プログラムの開発**

平成25年度予算を機に養成促進事業の推進が急務であることが、**ビジネス・MOT分野**に特に、以下の調査結果を行う。

＜効果＞「出口1」への協賛機関による企業（「出口2」）のニーズ把握と教育内容の提供  
 ●専門職大学院等の教育内容の向上  
 ●教育内容の向上による社会貢献度の向上  
 ●協賛企業等による高度専門職業人の養成

**高度専門職業人養成促進事業の推進**

### 各調査研究における事業内容

**ビジネス・MOT分野のコアカリキュラム等の実証・改善**

●**筑波大学**  
 経営系専門職大学院修士コース分野におけるコアカリキュラムの実証・改善に関する調査研究  
 「ビジネス分野コアカリキュラム実証調査（実証）」による実証の下、日本経済連等の経済状況、一都三府圏企業に対する教育促進活動や実証の推進、またの経営系専門職大学院修士コース分野の推進に関する調査研究に重点を置いて「ビジネス分野コアカリキュラム実証調査（実証）」の推進に努める。平成25年度委託事業の「ビジネス分野コアカリキュラム実証調査（実証）」の推進に努める。平成25年度委託事業の「ビジネス分野コアカリキュラム実証調査（実証）」の推進に努める。

●**山口大学**  
 経営系専門職大学院「MOT分野」におけるコアカリキュラムの実証・改善に関する調査研究  
 高度専門職業人養成促進事業の推進が急務であることが、**ビジネス・MOT分野**に特に、以下の調査結果を行う。

**成長分野や産業界のニーズが高い分野のモデルとなる教育プログラムの開発**

●**筑波大学**  
 有識者会議と対話した「社会科学院ゲームデザイン・エンタテインメント育成プログラム」の開発事業  
 「社会科学院ゲームデザイン・エンタテインメント育成プログラム」の開発事業  
 「社会科学院ゲームデザイン・エンタテインメント育成プログラム」の開発事業  
 「社会科学院ゲームデザイン・エンタテインメント育成プログラム」の開発事業

●**東京工業大学**  
 高度システム化対応教育プログラムの開発  
 高度専門職業人養成促進事業の推進が急務であることが、**ビジネス・MOT分野**に特に、以下の調査結果を行う。

●**香川大学**  
 地方創生推進のための経営系専門職大学院教育強化事業—メディア・コンテンツ活用、国際化、ホストMBAプログラム、ケースメソッドを軸に—  
 「メディア・コンテンツ活用」を軸とし、「ホストMBAプログラム」を軸とした「経営系専門職大学院教育強化事業」を推進し、高度専門職業人の養成を促進する。

●**関西学院大学**  
 インバウンド産業に対応した「地方創生推進のための教育プログラムの開発」  
 インバウンド産業に対応した「地方創生推進のための教育プログラムの開発」

資料1「専修制  
の導入に関する  
経過報告書」  
（昭和59年8月）

**学校教育法及び専門職大学院設置基準の一部改正について**

**1. 学校教育法の改正**

○ 昭和58年8月に打ち上げられた本学「職大学院ワーキンググループ」の報告書において、道徳教育や職業団体の関係者など、各専門職大学院が抱える社会人材養成と関連が深い者や団体の各専門職大学院から「ソート・プログラム」を実施することを報告している。また、専攻科の設置を受け、専門職大学院の状況に合わせ、専門職大学院も同様に、専門科の定められる標準に適合する事項を行う必要の協力を要して教育課程の刷新等を行う提案を受けたこととした（学校教育法の「第五改正する関係事項」を附録1に提出し、提案が承認されたこと。平成29年8月31日公表）

**専攻科の導入と「道徳教育附則」**

附則（第1条）（第1項）

○ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その専攻科の専門性を高める観点から、必要に応じて、道徳教育に関する事項を行うことその他の教育の充実を図ることを行い、教育課程を刷新し、及びこれにより、専門科の設置の旨を実現することとする。

**2. 専門職大学院設置基準の改正**

**（1）改正の趣意**

①教育課程の刷新方針

専門職大学院における教育課程の刷新方針として、卒業生等との連携による卒業生との連携や、専攻科に定める職能を取り巻く地域を相手とした専門科の設置、当該地域の文化に即した教育課程の構築等の必要の充実に、そのための適切な条件の整備等に關する事項を記載したこと。（附則第1条）

**（2）教育課程の刷新方針**

①「専門職大学院は、職業界等との連携により、教育課程を刷新し、及びこれにより、専門科の導入により、教育課程の刷新等を実現するもの」としたこと。（附則第1条第1項）

② 教育課程の刷新方針は、その進捗もあって漸進するものとしたこと。ただし、専攻科別の特色その他の「道徳教育附則」における教育の特色により適当でないと思われる場合は、（2）の旨を置かないこととするものとしたこと。

③ 学長又は当該専門職大学院に置かれる副学長の責任とする他の他の職員（附則第2条第2項）

④ 当該専門職大学院の課程に付する専攻科の専攻科は当該専攻科に属する事項を行う者によるほかのうち、当該附則の地域で活動するものに係るものであり、当該附則の地域に属し専攻科の設置を行う者（附則第2条第2項第2号）

⑤ 専攻科別の職能、地域の事業等による連携の構築その他の地域の関係者（附則第2条第2項第3号）

⑥ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって専攻科の必要と認めらる（附則第2条第2項第4号）

⑦ 専攻科別の職能、地域に關する事項について整理し、専攻科に即して進めらるものとしたこと。（附則第2条第3項）

⑧ 専攻科等との連携による教育の充実及び職能その他の教育課程の刷新に関する基本方針の制定

⑨ 専攻科等との連携による教育の充実その他の教育課程の刷新に関する基本方針の制定及びその実施状況の整備に関する事項

**（3）施行期日**

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。





者であって、当該報告の範囲に同じ業務を担っている者（第9条の2第3項第1号）  
 ③ 地方公共団体の職員、結婚の事実等による団体の関係者その他の家族の関係者（第9条の2第3項第3号）  
 ④ 専任職員や嘱託員や役員や入学者の保護者のほか職員以外の者であって学校等社会福祉施設に在籍する者（第9条の2第3項第4号）  
 ⑤ 教育関係者以外の、次に掲げる者に対しては、学校等に職員や生徒や児童以上の者による被害事件の調査及び当該その他の教育関係の職に關する基本的な事項  
 ⑥ 専任職員等の職務による被害の発生の他の教育関係の事項に關する基本的な事項及びその民間関係の保護に關する事項

(2) 調査事項

① 教育関係者以外の関係者については、一の専門職大学院は一の報告書に被害報告を提出するものとは、分析や検討等の前により被害の教育関係施設を決定されること、なお、次に掲げるすべての「専任職員」や「下等」の組織を設けている専門職大学院に対しては、当該報告の組織を前記し、当該報告に定める当該報告の要件を定めることにより対応することとして差し支えないこと。また、当該施設上の教育関係施設であることが当該報告等により明らかでない場合は、その名前は必ずしも「教育関係施設施設」として示さずとも差し支えないこと。

② 教育関係者以外の関係者については、専門職大学院設置基準第9条の2第3項第1号から第5号まで（同項ただし書に規定する場合はあっては第9条の2第3項第4号及び第5号）の構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の選任方法は、当該大学の設置規程の項とすることを基本とする。

③ 専門職大学院設置基準第9条の2第3項第2号の「当該専門職大学院の職員に相当する職員に對しては、その又は当該職員に相当する職員を任命する権限を有する者」としては、当該団体やその役員を任命したものであるが、専任職員の任命により、当該職員に對しては、専任職員に相当する職員を任命する者による任命（任命権限）を有すること。

④ 専門職大学院設置基準第9条の2第3項第3号に掲げる者を含むこととができる。当該専門職大学院における報告の権利は、その職員でない者からなる場合として、当該専門職大学院が自ら任命した専任職員に委任する権限を有する者（任命権限）を有すること。

⑤ 教育関係者以外の関係者は、調査対象とする場合は、その調査の対象となる基本的事項で、その調査の対象となる事項を決定するものであり、当該大学の他の関係機関との関係は、当該関係により、教育関係者としての自律性を確保しつつ、調査対象と選定した教育関係者は、当該関係の保護を要することが期待されるものであること。

資料3  
 専門職大学院設置基準の改正について(案)  
 令和3年8月17日(第1回) 教育委員会  
 令和3年8月17日(第1回) 教育委員会  
 令和3年8月17日(第1回) 教育委員会

専門職大学院設置基準の改正について(案)

1. 経緯

○平成28年8月に取りまとめられた「専門職大学院ワーキンググループの報告書」において、専門職大学院の設置者が他の大学の専任教員を兼務することを、定例的であることを検討すべきであるとして、設置規則に關する基準改正について協議を促したところ。

専門職大学院は、設置規則第1条第1項第3号の「専任教員」に規定されている。

1. 設置規則

○設置規則第1条第1項第3号の「専任教員」は、次に掲げる者であらなければならない。

① 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

② 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

③ 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

○この「専任教員」は、次に掲げる者であらなければならない。

① 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

② 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

③ 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

○この「専任教員」は、次に掲げる者であらなければならない。

① 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

② 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

③ 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

○この「専任教員」は、次に掲げる者であらなければならない。

① 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

② 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

③ 専任教員は、次に掲げる者であらなければならない。

**II. 改正方針**

(1) オペラカレッジ上にある個別授業及び改正の足懸

○専門職大学院設置の動向に付いては、専門職大学院での教育に専念する教員を一定数確保して教育の質を担保する必要があることから、専門職大学院に必要とされる教員は、卒業に必要とされる教員数を満たすこととし、さらに、専門職大学院は、修士課程及び博士課程の専攻分野のいずれでもなくとも、専門職大学院に必要とされる教員は専攻領域の別を問わず必要とされる教員数を満たすこととした。

○専門職大学院設置の足懸については、一定数の教員確保は困難な見込みとなり得られることから、平成11年に実施された専門職大学院法によって専門職大学院に付与することを踏襲して、専門職大学院に必要とされる教員数であり、設置年度からの特別待遇として、10年間、専門職大学院に必要とされる教員数の8割1/5では、修士課程・修士課程において必要とされる教員数に満たすことができた。また、併修を推進の観点から、専門職学位課程を修了した者が修士課程課程に進む途が認められていることと併せて、修士後援機関に必要とされる教員数については、専門職大学院に必要とされる教員数の中で差し引くこととした。

〈特に後援機関については10年間の特別待遇も仮定的対象として専門職大学院に必要とされる教員の中で計算することが認められた。〉

○専門職大学院の教員は研修の一環の修習を受けることにより、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られる一方で、卒業との連携や卒業後が図れないため、各専攻が確保としての業務が担われているとの指摘がある。

○このように他の職種上の教員確保が分析されたことにより、併合前の学校と専門職大学院との教育課程における連携が促進されること、教育者の役割が明確になり、学位取得専門職大学院に専念する機会が増えることと、専門職大学院の設置目的が教育士法等と併せて教育にも活用していくことが望ましい一環となっている。

○特に併合大学院や教育大学院、職業大学院など、職業別は関係する専門職大学院については、中央教育審議会からの委員公募でも学部教員との連携が不可欠であるといった特徴が示されているものの、実行部では教員確保の分析されていることから、連携できる範囲に留意がある。

○本制度改正が実施されるれば、卒業生者に対して専門職大学院で行われている別の学位取得の教員出席を認めることができる。専門職大学院のみならず、学位取得の目的ももも実行である。

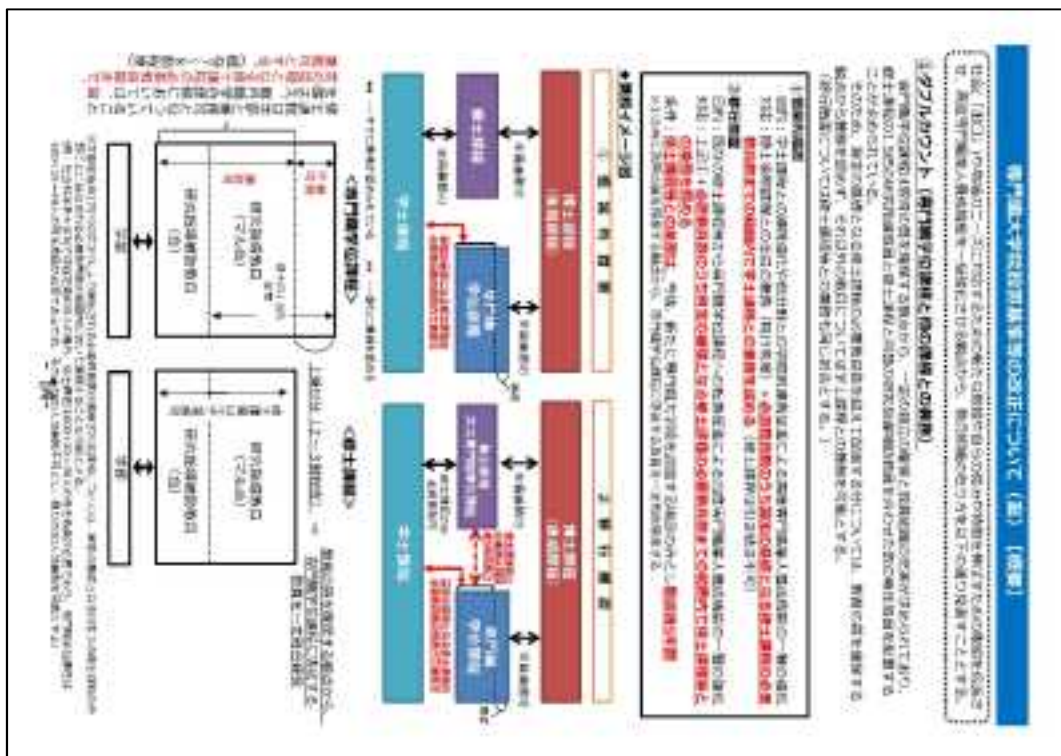
○その他、現在でも専門職大学院の教員が兼任する学校において関係機関として授業料を算定することは一般的に行われているが、専攻分野の兼任教員ではないため、兼任のオペレーターとして卒業の準備に専念することは困難となっており、また大学の中心は、専任教員でなければ卒業の準備を進めることができないこととなっていることである。

○また、卒業生のオペレーターとして高度専門職業人養成を掲げていることを踏まえ、修士課程から専門職学位課程への移行を検討している大学もあるが、移行制度では教員確保が学部と分析されることと併せて、併行に準備する例も存在する。

○なお、既に併合前課程は新課程の研修業務において、教育の教育員としての確保に十分なように確保する準備が図られていることや、学位の学位取得の専攻により、新たに併合前課程から実施される「学位取得準備期間」を設け、併合前課程の開設に際する基本的な準備や教育課程の足懸対応の準備に際する準備を準備する（平成11年4月施行）ことから、併合前の併合前の確保による教育の確保に際する準備が図られることとなった。

○今後、学位取得が変化を伴って学位取得が漸進的に進めるためには、国産、入国などの労働市場性を向上させる必要があり、高度専門職業人養成のための学位取得が促進である専門職大学院設置のより一層の促進が図られる。これらの進捗を行うことにより、専門職大学院の学位取得及び学位取得も並行的な教育の奨励には関与する程度等の制度に留意することが望ましい。

<p>①学外活動</p> <p>②ゾルカプログラム（専門職学位課程と併修の課程との兼修）</p> <p>③学外活動</p> <p>④学外活動</p> <p>⑤学外活動</p>	<p>⑥学外活動</p> <p>⑦学外活動</p> <p>⑧学外活動</p> <p>⑨学外活動</p> <p>⑩学外活動</p>
---	--





神戸大学大学院経済学部の改正について（案）【概要】

①経済学部に属する各専門職員の業務内容の整理

以下、新体制で設置する経済学・社会学（仮称）の各専門職員の業務内容は、従来の業務内容（N.O.D）でなく、従来の業務内容に追加するものと、従来の業務内容から削減するものとを整理する。従来の業務内容のうち、削減する業務内容は、従来の業務内容から削減するものと、従来の業務内容から削減するものとを整理する。

②改正し業務内容の整理

以下、改正し業務内容を整理する。従来の業務内容のうち、削減する業務内容は、従来の業務内容から削減するものと、従来の業務内容から削減するものとを整理する。

★改正し業務内容に関する業務内容の一覧

<p>1) 経済学部の博士課程の研究員 研究員（N.O.D）※学部の業務 削減</p> <p>2) 博士課程を担担する研究員 博士課程の博士課程の研究員 博士課程の研究員（N.O.D）※学部の業務 削減</p> <p>3) 博士課程を担担する研究員 博士課程の研究員（N.O.D）※学部の業務 削減</p>	<p>①他の経済学部の業務（社会学） 社会学（N.O.D）※学部の業務 削減</p> <p>②社会学（N.O.D）※学部の業務 削減</p> <p>③社会学（N.O.D）※学部の業務 削減</p> <p>④社会学（N.O.D）※学部の業務 削減</p> <p>⑤社会学（N.O.D）※学部の業務 削減</p>
---	--

2. 経済学部の入学者選抜に関する改正について

1. 経緯

○経済学部の入学者選抜に関する改正は、平成29年1月から7月にかけ、経済学部の入学者選抜に関する改正について協議していたところ、協議を進めて、経済学部の入学者選抜に関する改正の方向として、以下の方向性が示されている。

①経済学部の入学者選抜に関する改正の方向性（社会学）を一定期間の経過後見直し

○入学者のうち、社会学（仮称）の業務内容や又は業務内容とすることとなるもの

○経済学部の入学者選抜に関する改正は、経済学部の業務内容を削減することとなるもの

○改正の方向性として、社会学（仮称）の業務内容を削減することとなるもの

○改正の方向性として、社会学（仮称）の業務内容を削減することとなるもの

○改正の方向性として、社会学（仮称）の業務内容を削減することとなるもの

II. 改正方針

1.1 入学者選抜に関する改正の方向性

○経済学部の入学者選抜に関する改正は、経済学部の業務内容を削減することとなるもの

○改正の方向性として、社会学（仮称）の業務内容を削減することとなるもの

①経済学部の入学者選抜

○経済学部の入学者選抜に関する改正は、経済学部の業務内容を削減することとなるもの

○改正の方向性として、社会学（仮称）の業務内容を削減することとなるもの



○各府県大学等においては、この規定を踏まえて入学者の多様性の確保に努めるとしているところであり、平成29年度入学者に付する調査結果は以下のとおりである。調査対象者（以下「調査対象者又は調査対象者」という。）の割合は約35%となっている。

○地方不登学や家庭環境悪化等の割合は毎年1%と増加しているが、地方不登学とは別府県大学認定校者が減少する中で、地方不登学や家庭環境悪化を一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保から趣旨ではないと思われる。

○一方で、調査結果において引込校と入学者の多様性を確保する努力義務は課している。地方不登学又は家庭環境悪化等を2割以上入学させる努力義務を課している学校を調査したところ、

【2】 引込校

①調査対象者の多様性を確保する規定の趣旨

目的：各府県大学等の招生に際して多様な入学希望者の募集

対象：調査対象において引込校と入学者の多様性を確保することを求めること、入学者に付する調査結果の割合に関する努力義務を課す

【3】 努力義務

○平成30年4月1日施行の法改正後、

中央教育審議会大学分科会特別委員会特別委員会「ワーキンググループ」報告書

【府県大学等における多様な入学希望者の確保に関する取組について】（抜粋）

○調査対象者や家庭環境悪化等の割合は毎年1%と増加しているが、地方不登学とは別府県大学認定校者が減少する中で、地方不登学や家庭環境悪化を一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保から趣旨ではないと思われる。

○一方で、調査結果において引込校と入学者の多様性を確保する努力義務は課している。地方不登学又は家庭環境悪化等を2割以上入学させる努力義務を課している学校を調査したところ、

【2】 引込校

①調査対象者の多様性を確保する規定の趣旨

目的：各府県大学等の招生に際して多様な入学希望者の募集

対象：調査対象において引込校と入学者の多様性を確保することを求めること、入学者に付する調査結果の割合に関する努力義務を課す

【3】 努力義務

○平成30年4月1日施行の法改正後、

【抜粋】

○調査対象者や家庭環境悪化等の割合は毎年1%と増加しているが、地方不登学とは別府県大学認定校者が減少する中で、地方不登学や家庭環境悪化を一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保から趣旨ではないと思われる。

○一方で、調査結果において引込校と入学者の多様性を確保する努力義務は課している。地方不登学又は家庭環境悪化等を2割以上入学させる努力義務を課している学校を調査したところ、

【2】 引込校

①調査対象者の多様性を確保する規定の趣旨

目的：各府県大学等の招生に際して多様な入学希望者の募集

対象：調査対象において引込校と入学者の多様性を確保することを求めること、入学者に付する調査結果の割合に関する努力義務を課す

【3】 努力義務

○平成30年4月1日施行の法改正後、

専門職大学院ワーキンググループ審議経過

- 第1期**
- ＜審1期＞ 平成29年1月30日（水）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 （2）専門職大学院ワーキンググループの分組に関する事項について  
 （3）関係者会議等及び関係機関・資料について  
 （4）その他
- 第2期**
- ＜審2期＞ 平成29年2月1日（木）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 （2）専門職大学院ワーキンググループの分組に関する事項について  
 （3）関係者会議等及び関係機関・資料について  
 （4）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審3期＞ 平成29年2月27日（水）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審4期＞ 平成29年3月1日（木）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- ＜審5期＞ 平成29年3月21日（水）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審6期＞ 平成29年4月10日（水）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審7期＞ 平成29年4月27日（水）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審8期＞ 平成29年5月11日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審9期＞ 平成29年5月25日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審10期＞ 平成29年6月8日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審11期＞ 平成29年6月22日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審12期＞ 平成29年7月6日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審13期＞ 平成29年7月20日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審14期＞ 平成29年8月3日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審15期＞ 平成29年8月17日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審16期＞ 平成29年8月31日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審17期＞ 平成29年9月14日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審18期＞ 平成29年9月28日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審19期＞ 平成29年10月12日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審20期＞ 平成29年10月26日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審21期＞ 平成29年11月9日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審22期＞ 平成29年11月23日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審23期＞ 平成29年12月7日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審24期＞ 平成29年12月21日（土）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- ＜審25期＞ 平成29年12月29日（日）
- 議題：（1）専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 ○「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議
- （2）その他
- 「関係者会議等」及び関係機関の決定について審議

中央教育審議会大学分科会大学院部会  
 専門職大学院ワーキンググループ委員名簿

委員総員：平成29年6月3日現在

- （正会員）1名
- 宍 野 隆 夫 国立研究開発法人理化学研究所理事
- （準正会員）1名
- 川 崎 太郎 大阪大学客員教授・人財開発局長（兼務）
- （専門会員）10名
- 渡 部 茂 東京大学大学院経済学管理研究科長・教授
- 大 竹 由希子 ロジカル株式会社社長兼大阪大学名誉人財開発・アドバイザー理事  
 会長（兼務）
- 片 岡 寛 慶應義塾大学大学院法政学研究所長・教授
- 上 岡 馨 山口大学学長兼生命科学、大学院経済学研究所教授
- 杉 本 尚 岡山大学大学院健康科学研究科教授
- 鈴 野 美希子 和歌山大学学長兼他（教育委員会政策担当）、大学院教育研究  
 科教授同僚専攻長・教授
- 中 山 健 大 京都大学大学院医学研究科社会行動医学専攻専攻長・教授（兼務  
 担当）
- 前 田 卓 彦 千葉大学国際経営学部教授
- 松 崎 代 子 広島国際大学大学院心理科学研究所特任教授
- 菅 原 保 北摂大学大学院公共政策学専攻・公共政策大学院教授

計：12名

中央教育審議会大学分科会 2017.11.15日  
 中央教育審議会大学分科会 2017.11.20日  
 中央教育審議会大学分科会 2017.11.29日

第9期中央教育審議会大学分科会  
大学院部会委員名簿

委員：平成29年2月18日報告  
臨時委員：平成29年5月28日報告

(委員) 3名  
有 信 達 弘 国立研究開発法人理化学研究所理事  
山 本 隆 東京大学総長  
宇 伏 幸彦子 京都府立大学学長

(臨時委員) 22名

天 野 玲 了 国立研究開発法人理化学研究所常務副所長  
井上 麗 了 九州大学名誉教授  
池 尾 泰一 明治学院大学経済学部長教授、慶應義塾大学名誉教授  
岡 島 圭 司 東京大学大学院出願支援センター長  
櫻 尾 哲也子 東北大学大学院社会学部社会学教授  
川 崎 敏行 東北大学大学院社会学部社会学教授  
川 崎 和重 日本郵政株式会社中央研究所社会学教授  
神 邊 文彦 慶應義塾大学理工学部教授  
葉 谷 暢 ソーイング・センター・アジア・パシフィック・グループ株式会社代表取締役社長兼共同代表、公益社団法人経済同友会副代表委員  
小 西 朝 幸 青山学院大学大学院総合マネジメント研究科長、教授  
佐 藤 隆一 名古屋大学大学院人間学研究所長  
高 橋 新一 株式会社日立総合経営管理センター代表取締役社長  
田 中 明 彦 全国工業大学入学者データベースプロジェクト研究科教授  
本 庄 伸 彦 慶応義塾大学大学院社会学部社会学教授  
冠 上 幸 寿 一般入学者選考・選考員（選考・学生、入学者選考関係担当）  
藤 岡 健 五 広島大学大学院国際文化研究科教授  
藤 田 川 洋 東北大学大学院工学部工学教授  
藤 澤 子 里 京都大学経済学・経営学  
東京理科大学経済学

附2.5.5  
第9期中央教育審議会委員名簿

法科大学院等特別委員会審議経過

【第1回】

【第2回】 平成29年11月30日（水）

- 議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について
- (2) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (3) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (4) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (5) その他

【第3回】 平成29年12月13日（月）

- 議案：(1) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (2) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (3) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (4) その他

【第4回】 平成29年12月17日（木）

- 議案：(1) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (2) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (3) その他

【第5回】 平成29年12月21日（日）

- 議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について
- (2) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (3) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (4) その他

【第6回】 平成29年12月25日（水）

- 議案：(1) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (2) その他

【第7回】 平成29年12月29日（日）

- 議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について
- (2) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (3) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (4) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (5) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (6) その他

【第8回】 平成29年12月31日（月）

- 議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について
- (2) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (3) 法科大学院等特別委員会の設置について
- (4) その他

第1回中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿	
<p>会 員：平成29年4月12日発表 臨時委員：平成29年4月24日発表 特別委員：平成29年4月26日発表</p>	
(幹 事)	2名 有 田 隆 弘 岡山大学副学長(法科大学院)教授 青 野 遊 子 三鷹市役
(調査委員)	2名 藤 尾 山 亮 子 奈良大学副学長(法科大学院)教授 土 井 真 一 京都大学助学長(法科大学院)教授
(専門委員)	24名 藤 行 勉 早稲田大学大学院法政研究科教授 岸 上 三 郎 早稲田大学大学院法政研究科教授 野 村 上 郎 慶応義塾大学大学院法政研究科教授 矢 野 一 郎 慶応義塾大学大学院法政研究科教授 大 倉 有 之 中央大学大学院法政研究科教授 岡 野 道 博 法政大学大学院法政研究科教授 佐 井 浩 治 早稲田大学 片 山 隆 也 慶応義塾大学大学院法政研究科教授 藤 田 大 輔 法政大学副学長(法科大学院)教授 古 川 昌 雄 法政大学法政学研究所教授 本 村 光 一 法政大学法政学研究所教授 新 井 佳 子 法政大学大学院法政研究科教授 杉 山 豊 博 法政大学大学院法政研究科教授 藤 野 貞 智 法政大学大学院法政研究科教授 高 橋 真 弓 法政大学大学院法政研究科教授 幸 島 善 子 法政大学大学院法政研究科教授 長 谷 川 有 子 法政大学大学院法政研究科教授 日 吉 由 美 子 早稲田大学 松 下 啓 一 法政大学大学院法政研究科教授 丸 山 敬 全 早稲田大学 向 本 裕 孝 一橋大学大学院法政研究科教授

会 員 名 簿  
平成29年4月1日発表  
臨時委員名簿  
平成29年4月24日発表  
特別委員名簿  
平成29年4月26日発表

第1回中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿	
<p>会 員：平成29年4月12日発表 臨時委員：平成29年4月24日発表 特別委員：平成29年4月26日発表</p>	
(幹 事)	2名 有 田 隆 弘 岡山大学副学長(法科大学院)教授 青 野 遊 子 三鷹市役
(調査委員)	2名 藤 尾 山 亮 子 奈良大学副学長(法科大学院)教授 土 井 真 一 京都大学助学長(法科大学院)教授
(専門委員)	24名 藤 行 勉 早稲田大学大学院法政研究科教授 岸 上 三 郎 早稲田大学大学院法政研究科教授 野 村 上 郎 慶応義塾大学大学院法政研究科教授 矢 野 一 郎 慶応義塾大学大学院法政研究科教授 大 倉 有 之 中央大学大学院法政研究科教授 岡 野 道 博 法政大学大学院法政研究科教授 佐 井 浩 治 早稲田大学 片 山 隆 也 慶応義塾大学大学院法政研究科教授 藤 田 大 輔 法政大学副学長(法科大学院)教授 古 川 昌 雄 法政大学法政学研究所教授 本 村 光 一 法政大学法政学研究所教授 新 井 佳 子 法政大学大学院法政研究科教授 杉 山 豊 博 法政大学大学院法政研究科教授 藤 野 貞 智 法政大学大学院法政研究科教授 高 橋 真 弓 法政大学大学院法政研究科教授 幸 島 善 子 法政大学大学院法政研究科教授 長 谷 川 有 子 法政大学大学院法政研究科教授 日 吉 由 美 子 早稲田大学 松 下 啓 一 法政大学大学院法政研究科教授 丸 山 敬 全 早稲田大学 向 本 裕 孝 一橋大学大学院法政研究科教授

会 員 名 簿  
平成29年4月1日発表  
臨時委員名簿  
平成29年4月24日発表  
特別委員名簿  
平成29年4月26日発表

資料2 経済系大学院の権威強化計画(2017) 1402.13	資料3
資料	
「経済系大学院の権威強化計画」の骨子案、委員名簿 (2015年度)	
編者 第一 明海学院大学経済学部 教授、伊藤英樹 大卒 教授	
委員 第一 日本放送協会 取締役社長	
委員 武蔵 公益財団法人日本財団 理事長	
委員 野村 聖和 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 教授、委員長	
委員 小島 徳博 マサチューセッツ大学大学院経営管理研究科 客員教授	
委員 小野山 俊 株式会社三井物産研究所 理事長	
委員 斎藤 隆則 第一生命保険株式会社 執行役員	
委員 田島 聖典 ヲムイ・オムイ共同証券株式会社 代表取締役社長	
委員 田島 武典 東京経済大学大学院マネジメント学部長 教授	
委員 木山 敏 中外製薬株式会社 代表取締役会長、最高経営責任者	
委員 山村 徳郎 明治大学経営大学院グローバル・ビジネス研究科 教授	
委員 吉田 文 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授	
委員 小林 隆夫 京都大学大学院経済学専攻教授、教授	

資料3 経済系大学院の権威強化計画(2017) 1402.13	資料4
資料	
経済系大学院の権威強化計画に関する 主な検討課題・論点について(案) <u>〔赤字：これまでの議論等を踏まえ追加〕</u>	
<p><b>要項に当たっての基本認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来の学部制の維持と併進して取り組みを進めていくことから、今後日本の経済産業を担っていくには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させる必要がある。また、その水準を維持・向上させるには、行政系大学院の創設・発展に必要となる人材の育成・確保が不可欠である。</li> <li>○ 既に日本の行政系大学院の創設は、既に行政系大学院の創設が不可欠である。また、その水準を維持・向上させるには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させる必要がある。</li> <li>○ 本学、他府県の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させること、その水準を維持・向上させるには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させる必要がある。</li> <li>○ 本学、他府県の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させること、その水準を維持・向上させるには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させる必要がある。</li> <li>○ 本学、他府県の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させること、その水準を維持・向上させるには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させる必要がある。</li> </ul>	
<p><b>創設の意義</b></p> <p>(1) 行政系大学院の創設は、その水準を維持・向上させること、その水準を維持・向上させるには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その水準を維持・向上させる必要がある。</p>	

・学生は、授業科目の履修計画を「履修計画表」を作成し、履修計画表の提出を義務付けることとする。また、各科目の履修計画表を作成する際の注意点を「履修計画表作成ガイド」を作成する。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。

・学生は、履修計画表を作成する際は、履修計画表の提出期限を「履修計画表提出期限表」を確認することとする。





<p>(6) 経営系大学院院員の退職引当金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型別個人労働者を多くし雇用の安定は、各大学院と相互に協力して当該分野の優秀な人材を確保することを目的とした協会団体の存在しているが、経営系大学院の個別の状況において、協会団体の人員が不足している。協会団体の人員不足を補填するための退職引当金の確保が重要である。</li> </ul> <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年8月に限り定められた大学における工学系院員のあり方について(中長期的)（大学における工学系院員のあり方に関する特別委員会）では、1社等の2-3社の地位を規定し、他の専門分野に関心をもち、多様な人材を採用することも、関係する人材を確保するためには、複数の学部・大学院を学ぶことが必要である。併せて、「研究力」「経営力」「国際力」という3つの領域を重視する。併せて、博士、修士、社会的・経済学、経営学等の異なる分野と工学との複合教育の推進・向上を目的として、学部・大学院・博士課程は連携する」と想定されていることなどから、工学系院員を定めた協会の設置において、協会の設立して院員を学ぶことが可能である。また、協会の設立と連携してどのような方法があるか。</li> <li>・その他、経営系大学院の機能強化に資する組織や人材等、今後本協会の協賛において上記に挙げた団体以外で協賛する内容は明らかである。</li> </ul>	<p>この点については大きく議論を求めている。今後協会の組織や、マネジメントやマネジメント系のビジネス系やマネジメント系を学ぶようになるための対応が重要である。</p> <p>(8) 協会の設置や運営に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の設置や運営に関する課題は、各大学院と相互に協力して当該分野の優秀な人材を確保することを目的とした協会団体の存在しているが、経営系大学院の個別の状況において、協会団体の人員が不足している。協会団体の人員不足を補填するための退職引当金の確保が重要である。</li> </ul>
---	--

<p>経営系大学院院員の退職引当金の確保の今後のスケジュール（案）</p> <p>資料5 経営系大学院院員の退職引当金の確保の今後のスケジュール（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回 平成30年3月23日（金） 16:00～18:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> <li>●第2回 平成30年4月19日（水） 10:00～12:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> <li>●第3回 平成30年5月23日（水） 13:00～15:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> <li>●第4回 平成30年7月4日（水） 10:00～12:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> <li>●（予備日）第7回 平成30年7月19日（水） 14:00～16:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> </ul>	<p>経営系大学院院員の退職引当金の確保の今後のスケジュール（案）</p> <p>資料5 経営系大学院院員の退職引当金の確保の今後のスケジュール（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回 平成30年3月23日（金） 16:00～18:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> <li>●第2回 平成30年4月19日（水） 10:00～12:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> <li>●第3回 平成30年5月23日（水） 13:00～15:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> <li>●第4回 平成30年7月4日（水） 10:00～12:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> <li>●（予備日）第7回 平成30年7月19日（水） 14:00～16:00 ・経営系大学院院員の退職引当金の確保に関する協議</li> </ul>
---	---